

第3回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会 配布資料

平成14年 2月 1日 (金)
専用第20会議室

資料1 平成14年度労働保険特別会計労災勘定予算(案)概要

参考1 労災保険の収支状況の推移

資料2 特殊法人等整理合理化計画について(労働福祉事業団) (報告)

資料3 未払賃金立替払制度の上限額の引上げについて(報告)

平成14年度 労働保険特別会計 労災勘定 予算(案)概要

区 分	平成13年度 予 算 額	平成14年度 予 定 額	比較増△減額	対 前 年 度 伸 び 率	備 考
	百万円	百万円	百万円		
歳 入 予 算 額	1,726,704	1,667,020	△ 59,684	96.5%	
(内 訳)					
他 勘 定 より 受 入	1,298,602	1,246,937	△ 51,665	96.0%	
一 般 会 計 より 受 入	1,307	1,307	0	100.0%	
未 経 過 保 険 料 受 入	35,175	32,193	△ 2,982	91.5%	
支 払 備 金 受 入	195,113	212,730	17,617	109.0%	
雑 収 入	196,507	173,853	△ 22,654	88.5%	
歳 出 予 算 額	(1,366,271) 1,366,674	1,326,920	(△ 39,351) △ 39,754	(97.1%) 97.1%	
(内 訳)					
給 付 費	1,039,384	1,016,250	△ 23,134	97.8%	
業 務 取 扱 費	(56,897) 59,019	58,372	(1,475) △ 647	(102.6%) 98.9%	
労 働 福 祉 事 業 費	(150,810) 149,091	143,097	(△ 7,713) △ 5,994	(94.9%) 96.0%	
他 勘 定 へ 繰 入	102,180	92,201	△ 9,979	90.2%	
予 備 費	17,000	17,000	0	100.0%	

※ 上段()書きは、13年度1次補正後である。

区 分	平成13年度 予 算 額	平成14年度 予 定 額	比較増△減額	備 考
	百万円	百万円	百万円	
歳 入	1,726,704	1,667,020	△ 59,684	
1. 他 勘 定 より 受 入	1,298,602	1,246,937	△ 51,665	
(1) 保 険 料 収 入	1,298,089	1,246,444	△ 51,645	最近の経済動向を考慮した収入予定額 (対前年度比 △4.0%)
(2) 雑 収 入	513	493	△ 20	延滞金、追徴金等の雑収入
2. 一 般 会 計 より 受 入	1,307	1,307	0	労災保険事業に対する国庫補助見込額
3. 未 経 過 保 険 料 受 入	35,175	32,193	△ 2,982	既に収納された有期事業に係る保険料のうち、 平成14年度に係る保険料受入見込額 (前受保険料)
4. 支 払 備 金 受 入	195,113	212,730	17,617	既に業務災害及び通勤災害を受けた労働者 等に対し支払われるべき給付見込額
5. 雑 収 入	196,507	173,853	△ 22,654	預託金利子収入 170,330百万円 → 147,361百万円 返納金等 26,177百万円 → 26,492百万円

区 分	平成13年度 予 算 額	平成14年度 予 定 額	比較増△減額	備 考
	百万円	百万円	百万円	
歳 出	(1,366,271) 1,366,674	1,326,920	(△ 39,351) △ 39,754	
1. 給 付 費	1,039,384	1,016,250	△ 23,134	
(1) 保 険 給 付 費	893,802	873,442	△ 20,360	平成14年度における給付見込件数、受給予定者数の動向等を勘案して算出 1. 短期給付 496,310百万円 → 481,321百万円 2. 長期給付 387,940百万円 → 388,937百万円 3. 二次健康診断等給付 9,552百万円 → 3,184百万円
(2) 特 別 支 給 金	145,582	142,808	△ 2,774	休業特別支給金等
2. 業 務 取 扱 費	(56,897) 59,019	58,372	(1,475) △ 647	労災保険事業の運営に必要な人件費、事務費等
3. 労 働 福 祉 事 業 費	(150,810) 149,091	143,097	(△ 7,713) △ 5,994	内訳 別紙参照
4. 他 勘 定 へ 繰 入	102,180	92,201	△ 9,979	保険料返還金及び保険料徴収等のための人件費、事務費等 1. 保険料返還金 80,689百万円 → 71,118百万円 2. 人件費、事務費等 21,491百万円 → 21,083百万円
5. 予 備 費	17,000	17,000	0	

※ 上段()書きは、13年度1次補正後である。

労 働 福 祉 事 業 費 一 覧

区 分	平成13年度	平成14年度	比較増△減額	備 考
	予 算 額	予 定 額		
	百万円	百万円	百万円	
I 社会復帰促進事業	42,896	36,427	△ 6,469	
1. 補装具・アフターケア等関係費	5,068	4,976	△ 92	補装具及び社会復帰保養費 1,968百万円 → 1,960百万円 特殊疾病アフターケア実施費 2,987百万円 → 2,913百万円
2. 被災労働者社会復帰経費	1,028	1,012	△ 16	振動障害者社会復帰特別援護等経費 949百万円 → 944百万円
3. 労働福祉事業団出資金・交付金	35,198	29,421	△ 5,777	労働福祉事業団出資金・交付金 (1) 出資金 24,227百万円 → 19,348百万円 既設労災病院等の施設整備等 (2) 交付金 10,971百万円 → 10,073百万円 本部運営、施設運営経費
4. 障害者職業能力開発校経費	1,602	1,018	△ 584	障害者職業能力開発校施設整備費 1,550百万円 → 966百万円
II 被災労働者等援護事業	30,331	28,573	△ 1,758	
1. 労災就学等援護経費等	2,835	2,969	134	労災就学援護経費 2,755百万円 → 2,876百万円 ○単価引き上げ ・小学生 11,000円 → 12,000円 ・中学生 15,000円 → 16,000円 ・高校等 17,000円 → 18,000円 ・大学等 35,000円 → 36,000円 労災就労保育援護経費 54百万円 → 70百万円 ○単価引き上げ ・就労保育 11,000円 → 12,000円

区 分	平成13年度	平成14年度	比較増△減額	備 考
	予 算 額	予 定 額		
	百万円	百万円	百万円	
2. 高齢被災労働者等援護経費	9,105	8,574	△ 531	労災特別介護施設設置運営経費 ・委託先 (財) 労災ケアセンター 4,544百万円 → 4,272百万円 在宅介護支援経費 ・委託先 (財) 労災ケアセンター 621百万円 → 481百万円 労災年金等相談体制整備費 ・委託先 (財) 労災年金福祉協会 2,518百万円 → 2,388百万円
3. 労災診療費の貸付事業に対する補助金等	18,379	17,030	△ 1,349	労災診療費支払体制等整備経費 ・委託先 (財) 労災保険情報センター (1) 労災診療費審査事務等委託費 4,920百万円 → 4,583百万円 (2) 労災診療被災労働者援護事業補助事業費 13,459百万円 → 12,447百万円 〔 労災診療援護貸付原資 12,041百万円 → 11,066百万円 〕
4. 労働福祉事業団出資金	12	0	△ 12	前年度限り

区 分	平成13年度	平成14年度	比較増△減額	備 考
	予 算 額	予 定 額		
	百万円	百万円	百万円	
Ⅲ 安 全 衛 生 確 保 事 業	48,439	45,473	△ 2,966	
1. 労働災害防止対策推進費等	29,814	27,840	△ 1,974	労働災害防止対策強化推進委託費 11,680百万円 → 11,369百万円 高年齢労働者安全衛生等調査研究費 2,390百万円 → 2,122百万円 有害業務及び健康管理対策費 372百万円 → 360百万円 安全衛生施設整備費 278百万円 → 273百万円 労働時間短縮促進援助等事業経費 5,627百万円 → 3,621百万円 独立行政法人(産業安全研究所・産業医学総合 研究所)運営等経費 1,810百万円 → 1,926百万円
2. 労働災害防止団体補助金	3,507	3,487	△ 20	労働災害防止対策費 3,507百万円 → 3,487百万円
3. 産業医学振興経費	10,544	10,149	△ 395	産業医科大学運営費等 8,606百万円 → 8,321百万円 産業医科大学病院運営費 1,938百万円 → 1,828百万円

区 分	平成13年度	平成14年度	比較増△減額	備 考
	予 算 額	予 定 額		
	百万円	百万円	百万円	
4. 労働福祉事業団出資金・交付金	4,574	3,997	△ 577	労働福祉事業団出資金・交付金 (1) 出資金 27百万円 → 65百万円 (2) 交付金 4,547百万円 → 3,932百万円 〔自発的健康診断受診支援・小規模事業場 産業保健活動支援促進助成金 874百万円 → 315百万円〕
IV 労働条件確保事業	(29,144) 27,425	32,624	(3,480) 5,199	
1. 未払賃金立替払事業実施費	(20,773) 19,054	24,859	(4,086) 5,805	労働福祉事業団交付金 (20,406百万円) 18,715百万円 → 24,406百万円
2. 勤労者財産形成促進事業実施費	1,094	1,024	△ 70	雇用・能力開発機構交付金 1,082百万円 → 1,012百万円
3. 中小企業退職金共済助成費等	7,277	6,741	△ 536	中小企業退職金共済掛金助成費 3,451百万円 → 3,442百万円 総合的短時間労働者対策推進費 1,247百万円 → 1,119百万円 個別的労使紛争処理対策関連経費 370百万円 → 691百万円 〔前年度限りの経費 ・労働条件紛争解決援助関連等経費 594百万円 → 0円〕
合 計	(150,180) 149,091	143,097	(△ 7,713) △ 5,994	

※ 上段()書きは、13年度1次補正後である。

労災保険の収支状況の推移

(単位:億円)

区 分		10年度	11年度	12年度
①	収 入	16,898	15,692	15,425
	保 険 料 収 納 額	14,339	13,338	13,301
	預 託 金 利 子 収 入 額	2,286	2,033	1,836
②	支 出	12,853	12,448	12,406
	保 険 給 付 費 等	9,718	9,558	9,479
	短 期 給 付	5,155	4,989	4,917
	長 期 給 付	4,563	4,569	4,562
	労働福祉事業費及び保険料返還金等	3,135	2,890	2,927
	労 働 福 祉 事 業 費 等	2,373	2,308	2,254
	労 働 福 祉 事 業 費	1,641	1,556	1,485
	業 務 取 扱 費	494	516	514
	施 設 整 備 費	39	39	57
	他 勘 定 へ 繰 入	199	197	198
	保 険 料 返 還 金	762	582	673
③	単 年 度 収 支 (① - ②)	4,045	3,244	3,019
④	前年度より受入(支払備金等)	2,487	2,421	2,327
⑤	翌年度への繰越(支払備金等)	△ 2,421	△ 2,327	△ 2,280
⑥	将来の年金給付(③ + ④ + ⑤)	4,111	3,338	3,066
積 立 金 累 計 額		65,198	68,536	71,602

注)労災保険の積立金は、年金受給者への将来の年金給付費用に充てる原資である。

特殊法人等整理合理化計画について

（平成13年12月19日）
閣 議 決 定

労働福祉事業団	【労災病院業務】 ○労災疾病について研究機能を有する中核病院を中心に再編し、業務の効率化を図る。この再編の対象外となる労災病院については廃止することとし、地域医療機関として必要なものは民営化又は民間・地方に移管する。 【看護婦養成等業務（看護専門学校等）】 ○労災病院の再編に合わせて、業務を縮小する。 【休養施設、労災保険会館業務】 ○全面的に廃止するとともに、最終処理の終期を明示して迅速に処理する。 【年金担保資金貸付、労働安全衛生融資業務】 ○金融関係業務は廃止する。 【小規模事業場産業保健活動支援促進助成金等】 ○適切に評価を行い、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。 ○国が明確な政策目標を定め、併せて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。さらに、事後評価を行い、その評価結果を踏まえて助成の在り方を適宜見直す。 【産業保健推進センターにおける研修・助成業務】 ○目標の設定、事業評価の実施を徹底する。 ●独立行政法人とする。年金担保資金貸付については、社会福祉・医療事業団の業務を承継する法人に移管する。
---------	--

未払賃金立替払制度の上限額の引上げについて

1 趣旨

セーフティネットの充実の一環として、未払賃金立替払制度における上限額を引き上げて失業者の生活の安定に資することとする。

2 改正案

上限額を、いわゆる事実上倒産した企業からの退職労働者（立替払による以外に未払賃金を回収することが困難な者）であって、現行上限額を超えている者の平成12年度の未払賃金額の平均額とすることにより、以下のとおり引き上げることとする。

	現行		改正
30歳未満	70万円	→	110万円
30歳以上45歳未満	130万円	→	220万円
45歳以上	170万円	→	370万円

3 上限額引上げによる効果

(1) 事実上倒産した企業からの退職労働者においては、97%（現行89%）の者が未払賃金の全額を対象として立替払を受けることが可能となる。

(2) 法律上の倒産を含めた全体の企業からの退職労働者においては、94%（現行86%）の者が未払賃金の全額を対象として立替払を受けることが可能となる。

4 施行期日

平成14年1月1日

未払賃金の立替払事業の概要

- 企業倒産により賃金未払のまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を立替払する制度
- 労働福祉事業団が事業を実施
- 立替払した場合、労働福祉事業団がその分の賃金債権を代位取得し、求償権を行使

1 要件

(1) 事業主に係る要件

- ① 労災保険の適用事業の事業主、かつ、1年以上事業を実施
- ② 倒産したこと

イ 法律上の倒産

破産宣告（破産法）、特別清算開始の命令（商法）、整理開始の命令（商法）、再生手続開始の決定（民事再生法）、更生手続開始の決定（会社更生法）

ロ 事実上の倒産（中小企業事業主のみ）

- ・ 事業活動停止、再開見込みなし、賃金支払能力なし（労働基準監督署長の認定）

※ 中小企業事業主とは、以下のいずれかに該当する事業主をいう

- ・ 資本の額等が3億円以下又は労働者数が300人以下で、以下の業種以外の業種
- ・ 資本の額等が1億円以下又は労働者数が100人以下の卸売業
- ・ 資本の額等が5千万円以下又は労働者数が100人以下のサービス業
- ・ 資本の額等が5千万円以下又は労働者数が50人以下の小売業

(2) 労働者に係る要件

- ① 破産の申立て等（事実上の倒産の認定申請）の6か月前から2年間に退職
- ② 未払賃金額等について、法律上の倒産の場合には、破産管財人等が証明（事実上の倒産の場合には、労働基準監督署長が確認）
- ③ 破産宣告等（事実上の倒産の認定）の日から2年以内に立替払請求

2 立替払の対象となる賃金

退職日の6か月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している未払賃金

（定期給与と退職金（ボーナスは含まず。）。ただし、総額2万円未満のときは対象外。）

3 立替払の額

未払賃金の8割（上限あり）

平成14年1月退職者から適用

退職日の年齢	未払賃金の上限	立替払の上限
45歳以上	370(170)万円	370万円×0.8 296万円
30歳以上45歳未満	220(130)万円	220万円×0.8 176万円
30歳未満	110(70)万円	110万円×0.8 88万円

例) 退職日に35歳で未払賃金が200万円の場合は、立替払額160万円

〃 〃 300万円 〃 176万円

注) () 内は旧限度額（平成10年4月～平成13年12月の退職者に適用）

未払賃金の立替払事業の実施状況

年 度	企 業 数 (件)	支 給 者 数 (人)	立 替 払 額 (百万円)
昭和51年度 (51.7-52.3)	565	11,076	1,432
昭和52年度	1,139	20,957	3,083
昭和53年度	1,020	21,345	3,388
昭和54年度	692	11,333	1,853
昭和55年度	834	15,560	2,700
昭和56年度	837	12,947	2,591
昭和57年度	901	15,285	3,609
昭和58年度	932	14,736	3,041
昭和59年度	1,048	14,410	2,786
昭和60年度	1,040	17,301	3,864
昭和61年度	975	16,332	3,650
昭和62年度	796	14,055	3,289
昭和63年度	559	7,496	1,734
平成元年度	377	4,776	1,185
平成2年度	250	3,215	687
平成3年度	353	5,650	1,979
平成4年度	517	7,468	2,268
平成5年度	772	14,437	4,809
平成6年度	1,084	18,747	6,964
平成7年度	1,274	21,574	8,351
平成8年度	1,376	22,699	8,657
平成9年度	1,636	27,489	10,867
平成10年度	2,406	42,304	17,335
平成11年度	2,773	46,402	20,149
平成12年度	3,538	51,437	20,792
累 計	27,694	459,031	141,066

12年度(12月まで)	2,623	39,984	15,739
13年度(12月まで)	2,834	40,915	17,709

資料出所)

労働福祉事業団調べ

注)

昭和51年度は、昭和51年7月から昭和52年3月までである。